

## 平成23年度 新司法試験論文式試験 選択科目一倒産法 第2問

### 〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設間に答えなさい。

#### 【事例】

X株式会社(以下「X社」という。)は、甲建物をY株式会社(以下「Y社」という。)に賃貸し、Y社は、甲建物において製造業を営んでいた。ところが、Y社が賃料の支払を怠ったため、X社は、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除したと主張して、平成20年1月7日、Y社を被告として、賃貸借契約の終了に基づき、甲建物の明渡し並びに未払賃料及び明渡し済みに至るまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した(以下、提起された訴訟を「本件訴訟」という。)。

その後、Y社は、同年2月1日、裁判所から再生手続開始決定を受けたが、同時に監督命令が発せられ、監督委員として弁護士Aが選任された。Y社は、同年5月1日、再生計画案を作成して裁判所に提出した。

Y社の再生計画案は、届出再生債権者の多数の賛成を得て可決され、同年8月1日に再生計画の認可決定が確定した。

認可された再生計画(以下「本件再生計画」という。)の骨子は、次のとおりである。

- 再生の基本方針

Y社は、コストの削減に努めるとともに、売れ筋商品の製造に特化して収益を上げる。そして、その収益でもって、確定再生債権額に対し、破産配当率3%を超える8%に相当する額を平成21年から平成28年まで毎年4月末日限り均等分割で支払う。

- 再生債権の総額及び債権者数

再生債権の総額	10億円
---------	------

債権者数	40名
------	-----

再生計画の認可決定の確定後、Aは、Y社の本件再生計画の遂行を監督し、Y社は、本件再生計画に基づき、平成21年4月末日に第1回目の、平成22年4月末日に第2回目の支払をしたが、その後、コストの削減が思うようにいかず、販売不振も重なって収益が上がらず、全ての再生債権に対する平成23年4月末日の第3回目の支払をしなかった。

本件再生計画の定めによって認められた確定再生債権の総額は、8000万円であり、同日時点において履行された額は、2000万円である。

#### 〔設問〕以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. 本件訴訟は、Y社についての再生手続開始決定によりどのような影響を受けるか論じなさい。

2. 上記事例において、確定した1億円の再生債権を有しており、本件再生計画の定めによって200万円の弁済を受けているZは、このままの状態が続くと、Y社の損失はますます膨らみ、自己の債権の残額の回収が著しく困難になるとえた。Zは、民事再生法上、どのような

措置を探ることができるか論じなさい。

## 【解答例】

### 第1 設問1について

#### 1 再生手続開始が係属中の訴訟手続に与える影響

本問では、Y社はその財産について管理処分権を保持している（38条1項）。したがって、再生債務者の財産に関する訴訟は、再生債務者が当事者適格を喪失しないことから、再生手続の開始により何ら影響を受けず中断しない（40条1項）。

山本ほか「倒産法概説  
(第2版)」414頁から  
416頁

再生債権に関する訴訟についても、再生債務者は当事者適格を喪失しない。しかし、再生債権は再生手続によらなければ権利を行使することが許されず（85条1項），したがって、再生債権確定のために特別の手続が設けられているので、再生債権に関する訴訟は中断する（40条1項）。

#### 2 本件訴訟について

本件訴訟は、①甲建物の明け渡し、②未払賃料の支払い、③明渡し済みに至るまでの賃料相当損害金の支払いに関する各請求で構成されている。

##### （1）建物明渡請求訴訟

このうち、甲建物の明渡請求は、賃貸借契約終了にもとづく債権的請求権であるが、再生債務者に属さない財産の返還を求める場合であるから取戻権となり、再生債権として行使されるものではない。したがって、建物明渡請求訴訟は、再生債権に関する訴訟ではなく中断しない。

山本ほか「倒産法概説  
(第2版)」180頁から  
181頁

##### （2）未払賃料

これに対して、未払賃料の支払請求権は再生手続開始前の原因にもとづく財産上の請求権として（84条1項），その全額が再生債権となる。したがって、本件訴訟中未払賃料の支払いを求める部分は中断し、X社はその債権を裁判所に届出（94条），再生手続による調査を受ける（99条以下）。調査手続内で再生債務者が認め、他の再生債権者からも異議が提出されなければ、再生債権としての賃料債権の存在及びその額が確定され（104条1項），中断した訴訟は終了する。これに対し、再生債務者が認めなかつたり、他の再生債権者から異議が提出された場合には、中断中の訴訟についてX社が異議者全員を相手として受継の申立てをする（107条1項）。

##### （3）賃料相当損害金

賃料相当損害金の支払請求権は、Y社のX社に対する不法行為にもとづく損害賠償請求権としての性格を有する。このうち再生手続開始前に発生した部分は再生債権に該当するので、その訴訟手続は中断し、賃料債権と同様の手続で確定される。

これに対し、再生手続開始後に発生した部分は、再生手続開始後に再生債務者の行為によって生じた請求権であり、119条5号の共益債権に該当する。共益債権は再生手続によらずに隨時弁済されるので（121条1項），それに関する訴訟手続は中断しない。

## 第2 設問2について

### 1 再生債権者表に基づく強制執行

松下「民事再生法入門」  
162頁から164頁

Z社は再生計画認可決定の確定により、800万円の確定再生債権を有するとされ、その旨が再生債権者表に記載されている（180条1項）。そして、再生債権者表の記載には執行力が認められることから、Y社が再生計画の履行を怠る場合には、執行分の付与を受けて強制執行をすることができる（180条3項）。債務者自らが再生計画にしたがって再生していく民事再生手続において、その履行への動機付けの一つとして債権者に強制執行を認めたものである。

### 2 再生計画の取消しの申立て

また、Z社は再生債権者の一人として再生計画の取消し（189条1項2号）を申し立てることができる。

#### （1）申立適格

再生計画の取消しは、再生計画の効力を失わせる点ですべての債権者に影響を及ぼすこと、再生計画の履行を少しでも怠れば直ちに再生計画全体が取り消されるとなれば、かえって再生債権者一般の利益に反する場合があることから、189条3項は再生債権者の申立適格について以下のように規定している。

①再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く）について裁判所が評価した額の10分の1以上にあたる権利を有する再生債権者であり、②その有する履行期限が到来した当該債権の全部または一部について履行を受けていないものに限られる。

#### （2）Z社について

本問では、再生債権の総額は10億円であるが、再生計画でその8%に相当する8000万円を弁済することとされ、そのうち2000万円が弁済（履行）されているので、残債務は6000万円となる。したがって、その10分の1以上にあたる債権を有することが申立適格として必要となる。

Z社について考えてみると、再生計画で定められたZ社の確定債権額は800万円であり、弁済額200万円を控除した未弁済額は600万円であるから、残債務の10分の1以上の債権を有している。

そして、Z社は、平成23年4月末日に予定された第3回目の弁済を受けていないので、申立適格が認められる。

#### （3）再生計画取消しの効果

再生計画取消決定が確定すると、再生計画によって変更された再生債権は原状に復する（189条7項）。その結果、再生計画による減免や期限猶与の効力は消滅するので、Z社は、債権調査にもとづいて確定された再生債権により強制執行が可能となる（189条8項、185条）。

### 3 再生計画の変更

再生計画に賛成した債権者としては、破産開始決定に至る可能性の高い再生計画取消よりも、再生計画の変更を経て回収の極大化を目指すことも考えられます。  
松下「民事再生法入門」160頁から。

なお、Y社が再生計画の履行を怠っている場合には、再生計画が遂行される見込みがないことが明らかであるとして、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は裁判所の職権により再生手続の廃止が決定される（194条）。この場合、申立又は職権によりY社に対し破産開始決定がなされ、Y社の事業継続もできなくなる可能性がある（249条・250条）。

そこで、Z社が、Y社を引き続き再生させ破産手続によるよりも多くの弁済を受けたいと考える場合には、Y社には認可決定後の販売不振等の事情があったのであるから、「やむを得ない事由で再生計画に定める事項を変更する必要が生じた」として、届出再生債権者としての資格で、再生計画の変更を申し立てることができる（187条1項）。

以上